

障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者雇用努力企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者(前号イの特例子会社等を除く。)のうち、「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事を除く)」に登録された者で、障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たし、かつ、前年1年間の各月ごとの初日における雇用する障害者数(障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定により算定したもの。)が、その各月ごとの初日における全常用労働者数に100分の4を乗じて得た数(全常用労働者数25人未満の企業または全常用労働者数が45.5人以上49.5人以下の企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、端数を切り上げる。全常用労働者数が25人以上45.5人未満の企業または全常用労働者数が49.5人を超える企業において、その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。)以上の障害者を雇用している企業をいう。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>障害者就労施設等、障害者雇用努力企業及び母子・父子福祉団体からの物品等調達に関する要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者雇用努力企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいる者(前号イの特例子会社等を除く。)のうち、「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事を除く)」に登録された者で、障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たし、かつ、前年1年間の各月ごとの初日における雇用する障害者数(障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項まで及び第8項の規定により算定したもの。)が、その各月ごとの初日における全常用労働者数に100分の4を乗じて得た数(その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。ただし、全常用労働者数25人未満の企業においては、端数を切り上げる。)以上の障害者を雇用している企業をいう。</p> <p>(5) (略)</p>

第3条～第13条 (略)

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

ただし、第2条第2号で規定する「障害者雇用努力企業」に係るこの要綱の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

2 改正後の第10条及び第11条の規定は、平成17年8月1日以降に行われる小規模作業所等及び母子福祉団体からの物品等の調達について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

ただし、第2条第5号の改正規定及び第12条の規定は平成26年4月1日から施行する。

第3条～第13条 (略)

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行する。

ただし、第2条第2号で規定する「障害者雇用努力企業」に係るこの要綱の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

2 改正後の第10条及び第11条の規定は、平成17年8月1日以降に行われる小規模作業所等及び母子福祉団体からの物品等の調達について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

ただし、第2条第5号の改正規定及び第12条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、平成31年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の「障害者雇用努力企業等からの物品等調達に関する要綱」第2条第3号の規定により障害者雇用努力企業として認定した者については、平成31年3月31日までの間は、障害者雇用努力企業として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。